

備考：地方自治法第 243 条の 2(指定公金事務取扱者)の取扱いと整合するよう変更予定

山口市廃棄物処理手数料徴収事務委託実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、山口市(以下「甲」という。)が、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年山口市条例第122号)第27条に規定する廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)の徴収を私人(以下「乙」という。)に委託することについて必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収及び納付)

第 2 条 乙は、甲との委託契約により、前条に規定する手数料を徴収する。

2 乙は、手数料の徴収にあたり疑義や問題が生じたときは、速やかに甲に報告し、必要な指示を受けなければならない。

3 乙は、徴収した手数料の額を、徴収した日の翌日(その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの期間内のいずれかにあたるときは、その日以降の直近の甲の開庁日)に、日報により甲に報告しなければならない。

4 甲は、乙から前項に規定する報告を受けたときは、その日から5日以内に乙に納付書を交付するものとする。

5 乙は、甲から前項に規定する納付書の交付を受けたときは、速やかに山口市指定金融機関等に手数料を納付しなければならない。

(領収書の発行)

第 3 条 乙は、手数料を徴収したときは、納入者に対し領収書を発行しなければならない。

(手数料の保管)

第 4 条 乙は、徴収した手数料を安全な方法により保管しなければならない。

(記録等の整理)

第 5 条 乙は、手数料の徴収時に作成した記録票等を整理しておかななければならない。

(使用する印鑑の届出)

第 6 条 乙は、手数料の徴収に使用する印鑑の印影について、あらかじめ甲に書面により届け出て、承認を受けなければならない。

(目的外使用の禁止)

第 7 条 乙は、徴収した手数料を他の目的に流用し、又は使用してはならない。

(法令遵守)

第8条 乙は、手数料の徴収にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、改正前の廃棄物処理手数料徴収業務委託実施要領の規定に基づきなされた決定、手続きその他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。